「家族政策としての韓国多文化家族~多文化家族支援センター事業を中心に」

山地久美子(関西学院大学) YAMAJI Kumiko (Kwansei Gakuin University)

キーワード:圧縮的近代化、福祉国家、家族政策、社会統合政策

1. はじめに

韓国の在住外国人をめぐる環境は 2002 年を境に急速に整えられ、外国人の受け入れに関する 法整備や社会環境に関心が高まっている。それらは、急激に増える外国人雇用や国際結婚への 対応策であり、「在外外国人処遇基本法」(2007年)の施行によって韓国は外国人政策の転換期を 迎えたといえる(山脇 2009)。

その一方で、家族を社会の基盤とし、血統主義が重要な歴史的な文化であると父系血統が重視 される韓国社会において、外国人を受け入れるための諸種政策は果たしてどのような性質(多文 化主義的政策・単一民族主義的政策)を持っているのか。

韓国社会は日本の植民地からの解放後、朝鮮戦争を経て急速な国家の近代化・経済成長を成し遂げ、それは「圧縮的近代化」と呼ばれている。外国人の受け入れについてもその圧縮的な面を見ることができる。グローバル化が進行する現代社会で今後、韓国社会は外国人居住者とともにどのような方向を目指していくのか。本報告では福祉国家と家族という枠組みの中で考察する。

2. 韓国の福祉国家体制と家族

韓国社会が父系を中心とした血統主義・家族主義であることは広く知られているが、2008 年の改正まで民法上に父系血統主義が規定されていたことはあまり認識されていない。改正前までは婚姻の際に女性が男性の家に入籍する「夫家入籍」(第826条)、子どもは父の姓を継いで父の戸籍に入いる「父家入籍」(第781条)が規定されていた。

福祉面においては、朴正煕政権(1963 年)以降、「先開発、後分配」の社会経済政策が展開され、議論を経ながらも年金制度や各種保険など福祉政策が充実されたのは 1997 年に発足した金大中政権からである。エスピン・アンデルセンは家族を中心とした福祉レジームを「家族主義的福祉レジーム」と名づけている。韓国においては、私的福祉は公的福祉に優先され、家族扶養が福祉の中心で家族は福祉の第一義的責任を担っている。1997 年の IMF 経済危機以降は、離婚率の上昇・未婚者の急増、急速な少子化・高齢化を経験し「家族解体の危機」に直面していた。その中で、政府が取り組んだのが積極的な家族政策の展開によって家族価値観を高めることであり、家族の価値・重要性を法律化したのが「健康家庭基本法」(2005 年施行)である。法律の中には婚姻・出産の奨励、家族解体防止対策、離婚防止、離婚家庭への支援、子や老親を含む家族扶養の重要性、そして家族維持のための国家と地方自治体による関与が規定されている。韓国政府は家族を社会の基礎ととらえ、家族中心の福祉体制を今後も維持していく方向にある(山地 2006)。

3. 家族政策の中に明文化される多文化家族

韓国では「社会統合」は重要な理念であり、健康家庭基本法においても「第2条(基本理念)家庭は個人の基本的な欲求を充足させて社会統合のために機能することができるように維持・発展しなければならない」と規定され、それを実現化することを目的とした家族政策が策定されている。

2008 年施行の「多文化家族支援法」の意味は、急増する外国人花嫁(「移住女性」)とその家族の社会統合へ向けて、国家としての支援策が必要とみなされたということだ。全婚姻件数中、国際結婚の婚姻比率は 11%を超えており、その事業の必要性が急務とされ、多文化家族の韓国家族化・社会統合のための支援策は政府の家族政策の中に韓国人家庭への施策と共に明示された。

2009 年韓国家族政策の基本方向(一部抜粋)

多様な家族のための利用者中心のサービス強化

- ・経済危機により弱まりやすい家族機能の強化に主力
- ・家族の世話をするための多様なサービスの拡大
- ・多文化家族の社会統合のための社会的サービスの提供
- ・家族にたいする普遍的・予防的支援サービスの拡大
- ・家族から離脱した児童たちに健康な家庭をつくるためのサービス支援の提供

(韓国保健福祉家族省 HP)

4. 多文化家族支援センター事業を事例として

多文化家族支援センターは、2006年に結婚移民者家族支援センターとして健康家庭支援センター(2005年3月開所:法的根拠「健康家庭基本法」)の中に設置された。2008年に多文化家族支援法を法的根拠とした改革があり、「多文化家族支援センター」へ名称が変更された。2006年当時は、専門要員は1名でセンターは21ヶ所であったが、2009年に14名、100ヶ所体制となり、2010年には140ヶ所にまで拡大の予定である。運営プログラムは韓国語教室、子どもの教育への支援、結婚予備教室などがある。多文化家族の実態調査は近年数々行われているが、夫婦間のコミュニケーションの欠如、家庭内暴力、所得の問題、医療保障、子どもの教育課題、家族・親族問題等が課題として挙げられている(キム2009)。

5. 多文化家族と社会統合政策―韓国社会の対応は?

韓国の多文化家族支援は夫婦が韓国人と外国人の組合せであることが前提であり、その多くは 夫が韓国人、妻が外国人である。諸種支援策の目的は外国人の妻やその子どもを社会統合=韓 国人化することにあり、同化政策といえる。その根底には、韓国の家族主義、父系血統中心主義の 国家体制があることは否定できない。多文化共生社会の構築へ向け、韓国人にたいする外国人へ の理解を深める場が一般的には設けられておらず、外国人居住者にたいする人々の関心は低い。 受け入れ側である韓国人の、家族の価値観の変容と外国人にたいする意識変化が今後の外国人 受け入れ政策の方向性を左右することになる。

<参考文献>

エスピン・アンデルセン 2000 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎―市場・ 福祉国家・家族の政治経済学―』桜井書店

キム・ウギョン 2009「多文化家族の実態と政策方案」『保健福祉フォーラム』2009 年 5 月 号 (韓国語) 山地久美子 2009「韓国の人口政策―少子化・男児選好・リプロダクティブへルス/ライツ―」『性と生殖・国家の政策』お茶の水女子大学 COE プログラム F-GEN No.14

山脇啓造 2009「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』2009 年冬号 多文化家族支援センター2008『多文化家族支援センター事業結果報告書』全国多文化家族事業 支援団(韓国語)